（プレキャスト1.0×1.0）約9.2m　翼壁工（川表、川裏）１式　ゲート工　１式　樋管本体工（上流）１式　遮水工　50本　函渠工（プレキャスト2.0×2.0）約22.6m　翼壁工（川表、川裏）１式　ゲート工　１式　付帯道路工　１式　堤脚水路工　１式　付属物設置工　１式　構造物撤去工　１式　仮設工　１式

②工事　築堤（Ｌ＝約480m）河川土工　１式　掘削工　１式　盛土工　１式　路体（築堤）盛土　約700㎥　盛土工（ＩＣＴ）１式　路体（築堤）盛土　約17,000㎥　法面整形工（ＩＣＴ）１式　法面整形（盛土部）１式　地盤改良工（表層混合処理工）１式　法覆護岸工　１式　コンクリートブロック工（連節ブロック張）約7,600㎡　コンクリートブロック工（大型ブロック積（Ｈ＝4.6m））約500㎡　コンクリートブロック工（ブロック積（Ｈ＝2.8～0.7m））約560㎡　樋管・樋門　樋管本体工（下流）１式　遮水工　22本　函渠工（プレキャスト1.0×1.0）約19.6m　翼壁工（川表、川裏）１式　ゲート工　１式　樋管本体工（中流）１式　遮水工　32本　函渠工（プレキャスト2.0×2.0）約33.8m　翼壁工（川表、川裏）１式　ゲート工　１式　樋管本体工（上流）１式　遮水工　28本　函渠工（プレキャスト3.5×3.1　２連）約14.1m　翼壁工（川表、川裏）１式　ゲート工　１式　付帯道路工　１式　堤脚水路工　１式　付属物設置工　１式　構造物撤去工　１式　仮設工　１式

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：①工事、②工事共に契約締結の翌日から令和９年２月26日まで

⑹　使用する主要な資機材　①工事　コンクリート　約4,100㎥、鉄筋　約14ｔ　②工事　コンクリート　約1,200㎥、鉄筋　約33ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表一１による。

①　「工事環境の改善」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
④　建設リサイクル法対象工事
⑤　総価契約単価合意方式
⑥　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
⑦　「設計審査会」の設置対象工事
⑧　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑨　難工事指定工事
⑩　ＩＣＴ活用工事【土工（発注者指定型）、法面工（施工者希望Ⅱ型）、擁壁工（施工者希望Ⅱ型）、舗装工（施工者希望Ⅱ型）】
⑪　ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事【受注者希望型】
⑫　工事工程表の開示試行工事
⑬　週休２日制適用工事（月単位）
⑭　新技術導入促進（Ｉ）型
⑮　一括審査方式
⑯　技術提案簡易評価型
⑰　「生産性向上チャレンジ」試行工事
⑱　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑲　条件明示チェックリスト参考開示の試行工事
⑳　ＣＣＵＳ義務化モデル工事

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成21年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐　河川における護岸工事で連節ブロック張、コンクリートブロック張（ブロックマットは除く。）、コンクリートブロック積の、いずれかまたは合算による面積が8,000㎡以上の工事であること。

ただし、維持修繕工事、機械設備工事を除く。

なお、ここでいう河川とは、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐又は下記㋑に掲げるいずれかの施工実績を有すること。

㋑　河川における護岸工事で連節ブロック張、コンクリートブロック張（ブロックマットは除く。）、コンクリートブロック積のいずれかによる工事であること。

なお、ここでいう河川とは、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　①工事、②工事共に現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。

また、１工事概要⑵に示した工事に複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

②　１人の者が、平成21年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

㋐　河川における護岸工事で連節ブロック張、コンクリートブロック張（ブロックマットは除く。）、コンクリートブロック積のいずれかによる工事であること。

ただし、維持修繕工事、機械設備工事を除く。

なお、ここでいう河川とは、一級河川、二級河川及び準用河川とする。